

令和元年第8回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和元年8月9日、午後2時に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第8回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員18名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄 (欠席)	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手島 博行	11番 手島 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員4名】

20番 大山 源次	21番 浦塚 洋明	22番 坂田 稔
23番 金子 耕三	(※20番から23番は、代表推進委員。)	

3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第7号 非農地判断について
- ・議案第8号 平成30年度活動計画の点検評価及び令和元年度活動計画の承認について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	高 岩 浩 司
係 長	中 村 敬一郎
事務吏員	松 尾 康 年
事務吏員	水 落 ひかる
事務吏員	岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主 事 斉 藤 圭 祐

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和元年第8回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。ただ今の出席委員は農業委員18名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）4名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に7番原野委員、8番森部委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
それでは、1頁をお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。3頁まで計13件ございます。以上、報告いたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から13番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手のうえ、議席番号と名前をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告第1号、報告番号1番から13番について、これを受理いたします。
4頁をお開きください。

次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 (斉藤) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

7頁をお開きください。

次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 (岩切) 「理由朗読後」、審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。

よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当地区委員の18番伊藤委員、24番塚本委員を指名いたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要です。

よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番の小限分1筆について、担当地区委員の7番原野委員、36番小島委員を長田分6筆について、3番田中委員、26番空閑委員を屋永分1筆について、11番手島委員、33番草場委員をそれぞれ指名いたします。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要です。
よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、担当地区委員の9番 武井委員、
30番 山下委員を指名いたします。
次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要です。
よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、担当地区委員の7番 原野委員、
36番 小島委員を指名いたします。
次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要です。
よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、担当地区委員の19番 後藤委員、
28番 窪山委員を指名いたします。
次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要です。
よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、担当地区委員の7番 原野委員、
36番 小島委員を指名いたします。
次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号7番について、あっせん委員の選任が必要です。
よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号7番の三奈木分について、担当地区委員の10番
手島委員、17番 樋口委員、32番 橋本委員を指名いたします。
大庭分を13番 田中委員、25番 平田委員を指名します。
次に、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号8番について、あっせん委員の選任が必要です。
よろしくお願ひします。

議長 審議番号8番について、担当地区委員の10番 手島委員、17番 樋口委員、32番
橋本委員を指名いたします。
次に、審議番号9番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号9番について、あっせん委員の選任が必要です。
よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号9番について、担当地区委員の14番 櫻木委員、
27番 永井委員を指名いたします。
次に、審議番号10番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号10番について、あっせん委員の選任が必要です。
よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号10番について、担当地区委員の8番 森部委員、
29番 石松委員を指名いたします。
それでは、審議番号1番から10番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、議案第2号、審議番号1番から10番について、賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

議 長 10頁をお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。尚、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。13頁まで13件ございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。15番 穴見委員。

15番 (穴見委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由として、譲渡人が離農で、譲受人は経営拡大です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。推進委員 ありません。

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。次に、審議番号2番について、私が担当委員になっていきますので、議長を伊藤副会長と交代します。

(議長交代：会長 → 伊藤副会長)

議 長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、譲渡人は遠方で高齢のため、譲受人は、相手方の要望です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。推進委員 ありません。

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。それでは、議長を後藤会長と交代します。

(議長交代：伊藤副会長 → 会長)

議 長 (後藤会長) 議長を交代しました。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。3番 田中委員。

3番 (田中委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、譲渡人は高齢で後継者もなく、現在施設に入所しており、先々離農となります。譲受人は経営拡大です。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。推進委員 ありません。

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。3番 田中委員。
3 番 (田中委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおり
です。契約は売買です。この土地は譲受人の自宅の隣の農地であり、相手方の要望で買うこ
とになっております。
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。
議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。11番 手島委員。
11番 (手島委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおり
です。譲渡人は高齢で、後継者が他界されております。譲受人は相手方の要望で経営拡大で
す。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。
議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。11番 手島委員。
11番 (手島委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおり
です。譲渡人は遠方に住んであり離農です。譲受人は経営拡大です。
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。
議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。17番 樋口委員。
17番 (樋口委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のと
おりです。契約は売買で、譲渡人は89歳と高齢で、譲受人が相手方の要望により買い受
けることになっております。
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。
議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
議 長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

議 長 次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。17番 樋口委員。

17番 (樋口委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。譲渡人は、審議番号7番と同じ方で、高齢のため、譲受人が買い受け経営拡大です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議 長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。17番 樋口委員

17番 (樋口委員) 審議番号9番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買で、譲渡人は遠方で高齢のため、譲受人は相手方の要望です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議 長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。

次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。14番 櫻木委員

14番 (櫻木委員) 審議番号10番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約内容は売買。譲受人は平成29年の九州北部豪雨災害により家屋が被災されて、家を探していたところ譲渡人の空き家を購入することになりましたが、合わせて農地も一緒に買ってくれと言うことで今回の申請になっております。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議 長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。

次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。1番 藤原委員。

1番 (藤原委員) 審議番号11番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。この土地は、山から繋がる丘陵地で、耕作するには非常に条件が悪いところで、現在は遊休農地状態です。譲渡人は高齢で後継者がいないため、譲受人は相手方の要望で買うようになったようです。地ならしをして耕作条件を良くして耕作するとの事です。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議 長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

- 議長 なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。
次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。13番 田中委員。
13番 (田中委員) 審議番号12番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買で、譲受人は相手方の要望で経営拡大。譲渡人は高齢なため経営縮小です。
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。
議長 審議番号12番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
議長 なければ、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。
次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。16番 林委員。
16番 (林委員) 審議番号13番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買。譲渡人は経営縮小。譲受人は、平成29年の九州北部豪雨災害により自宅も農地も被災しており、新たに農地が欲しいと言うことで譲渡人との売買が成立しております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。
議長 審議番号13番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
議長 なければ、審議番号13番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号13番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。5分間休憩します。

(休憩：14時28分から14時33分)

(休憩後、「現地ビデオ」上映)

(14時45分再開)

- 議長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。14頁をお開きください。
次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局 (水落) 議案書により説明。1件でございます。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、私が担当委員になっておりますので、議長を伊藤副会長と交代します。
(議長交代：会長 → 伊藤副会長)
議長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。
19番後藤委員。
19番 (後藤委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地は記載のとおりです。転用の目的は、集合住宅1棟4戸を建設するもので、転用の理由としましては家賃収入を得るためです。生活排水は下水道へ接続、雨水排水はすぐ横を流れるムタ川に流します。

農事組合長の承諾は得られていませんが、水掛かりの末端であり何ら問題ありません。
その後、農事組合長も納得しました。
ご審議ほど、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
それでは、議長を後藤会長と交代します。
（議長交代：伊藤副会長 → 会長）

議長 （後藤会長）議長を交代しました。

15頁をお開きください。次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」
を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 （水落）議案朗読をもって説明。6件ございます。
ご審議方よろしく願いします。

議長 審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番 森山委員。

4番 （森山委員）審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおり
です。契約は売買、転用の目的は集合住宅で、転用の理由はアパート経営による家賃収入を
得るために、集合住宅1棟8戸を建設するものです。農地法の運用は、用途地域が定められ
ている農地で、都市計画用途地域内第3種農地に該当します。

尚、生活排水は下水道へ、雨水排水は側溝を新設し流すようになっています。

区会長、水利委員の許可を得ることになっています。

審議の程、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

議長 次に、審議番号2番について、私が担当委員になっていますので、議長を伊藤副会長と交代
します。

（議長交代：会長 → 伊藤副会長）

議長 （伊藤副会長）議長を交代しました。審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。
19番 後藤委員。

19番 （後藤委員）審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおり
です。契約は売買、転用の目的は建設業を営んでいる〇〇建設の事務所及び社宅の拡張で、
転用の理由は、事業拡大により敷地が手狭になったため、新たに事務所・社宅を整備するも
のです。農地法の運用は、農用地区域外のその他の農地に該当します。

尚、区会長立会の下、この場所はまだ下水道が整備されていないので、生活排水は合併
浄化槽を設置、雨水排水は側溝へ流すと確認をとっております。

審議の程、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

- 推進委員 ありません。
- 議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番 後藤委員。
- 19番 (後藤委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は贈与で、転用の目的は自己用住宅の敷地拡張です。転用の理由は、隣接農地で住宅建築を可能にするため、住宅の一部を市に寄付し市道として認定してもらうため、代わりに申請地を贈与するものです。区会長立会で確認しております。農地の区分は、都市計画用途区域内で、第3種農地です。審議の程、よろしくお願ひいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- 推進委員 ありません。
- 議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
 それでは、議長を後藤会長と交代いたします。
 (議長交代：伊藤副会長 → 会長)
- 議長 (会長) 議長を交代しました。
- 議長 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。7番 原野委員。
- 7番 (原野委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。転用の目的は、露天資材置場で、転用の理由は、個人で営む建設会社の資材置場が手狭なため整備拡張するものです。申請土地の周囲にブロック壁をし、盛土を行います。区会長の承諾も得られております。農地法の運用については、その他の農地に該当します。ご審議の程よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- 推進委員 ありません。
- 議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
- 議長 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。17番 樋口委員。
- 17番 (樋口委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。転用の目的は、十文字・樺畑区の公民館建築で、転用の理由は、既存の公民館が古く築80年を超えており、また交通量の多い県道に面していることから、区民の安全面や駐車スペースを確保するため、申請地に移転するものです。生活排水は合併浄化槽を設置、雨水排水は既存の側溝に流します。駐車場部分は碎石を敷くだけなので、自然流下です。農地法の運用については、第1種農地の1団の農地ですが、集落接続に該当します。ご審議の程よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- 推進委員 ありません。
- 議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。

- 議 長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
- 議 長 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。16番 林委員。
 16番 (林委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。転用の目的は、農家住宅で、転用の理由は平成29年九州北部豪雨で自宅と農地が被災したため、農家住宅を新築するものです。生活排水は合併浄化槽へ、雨水排水は既存の側溝へ流します。農地法の運用については、第1種農地の1団の農地ですが、集落接続に該当します。ご審議の程よろしく申し上げます。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
 推進委員 ありません。
- 議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
- 17頁をお開きください。次に、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番から5番は、推進機構への売渡しです。審議番号6番から8番は推進機構からの買入れです。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番から8番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号1番から8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番から8番は承認といたします。
- 19頁をお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件ございます。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。
 10番 手島委員。
- 10番 (手島委員) 現地を見て回ったところ、ビデオでご覧になったとおりうっそうと木が茂っております。木の大きさからしても20年以上経過していると判断できます。
 ご審議よろしく申し上げます。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
 推進委員 ありません。
- 議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
- 20頁をお開きください。次に議案第8号「平成30年度活動計画の点検評価及び令和元年度活動計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (中村) 議案提案理由の説明。7月26日、策定委員会において審議いただいております。平成30年度活動計画の点検評価及び令和元年度活動計画の承認について主な内容について説明。

- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、議案第8号について質問や意見はありませんか。
8 番 森部委員挙手
- 議 長 8 番 森部委員。
8 番 (森部委員)。平成30年度活動計画の点検評価の3頁、Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の1現状及び課題 新規参入の状況の中で、29年度新規参入が取得した農地面積が前年度に比べ、10倍近くになっているが何か数字の間違いではないのか。
- 事務局 (中村) 29年度に〇〇農業法人が参入したため面積が大きくなっています。数字の間違いではございません。
- 議 長 ほかに質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、議案第8号について承認の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第8号は承認とします。

以上をもちまして、すべての議案等の審議が終了いたしました。

(会議終了時刻 15:20)